３．登録番号	財務（支）局長　第　　号
４．預貯金等管理終了日	
５．預貯金等管理終了日の直前の基準日（法第43条第１項第２号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の２第５項に規定する要供託額	円
６．預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

（記載上の注意）

「預貯金等管理終了日」とは、法第第45条の２第５項に規定する預貯金等管理終了日をいう（以下この様式において同じ。）。

（第２面）

７．預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

⑴　供託に係る履行保証金の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供　託　番　号	供　託　者　名	供　　託　　金
		円

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	％	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘　　柄	金　　額	評　価　率	評　価　額
		円	％	円

届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。